

専決処分の承認について（藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2023 年（令和 5 年）5 月 15 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の条例を専決処分する。

2023 年（令和 5 年）4 月 28 日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年藤沢市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項を削り、附則第 14 項を附則第 13 項とする。

附則第 15 項中「第 17 項」を「第 16 項」に改め、同項を附則第 14 項とし、附則中第 16 項を第 15 項とする。

附則第17項中「第15項」を「第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第18項を第17項とする。

附則第19項中「第17項」を「第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「第15項から前項までに」を「第14項から前項までに」に、「第15項の」を「第14項の」に、「第17項」を「第16項」に、「第15項から前項までの」を「第14項から前項までの」に改め、同項を附則第19項とする。

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第15項」を「第14項」とする。

(藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市職員の降給に関する条例（平成28年藤沢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「第15項」を「第14項」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る感染症業務手当について適用し、同日前の勤務に係る感染症業務手当については、なお従前の例による。

提案理由

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、令和5年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項に規定する「五類感染症」に位置付けられることに伴い、感染症業務手当の額の特例を廃止する必要があったことから、同年4月28日付けで藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。